



詳細は右記QRコードをご覧ください。



児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、中には保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながる場合もあります。

このような情勢を踏まえ、令和元年6月に児童虐待防止等改正法が成立し、親権者などは、児童の「しつけ」

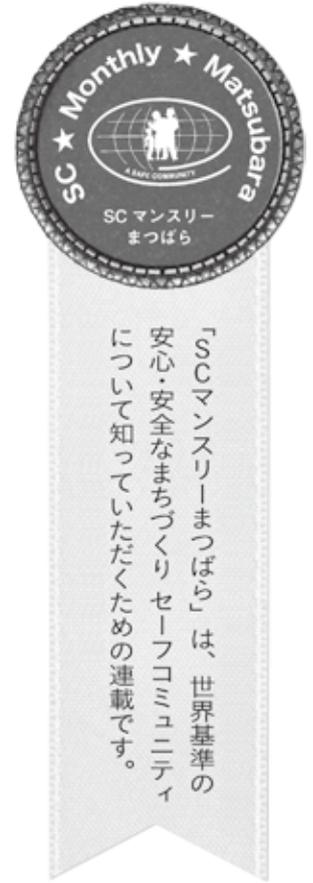
と称しても、体罰を加えてはならない事が法定化され、令和2年4月より施行されています。

皆さんも、気づかない間に体罰をしていないか今一度考えるきっかけにしてみてください。

また、周りに気になる人がいる場合は、各相談機関へご連絡ください。

「しつけ」でも体罰は禁止されています！

▼問合せ 子ども未来室



「けがのきろく」の運用を開始しました

子どもの安全対策委員会では、子どものけがや事故を把握するため、主に救急搬送データをもとに原因を分析し、けがや事故に対しての対策をしてきました。

しかし、救急搬送データなどでは、病院に受診しないようなけがの状況を把握できない事が課題であったため、本対策委員会で検討した結果、「けがのきろく」を作成いたしました。

この「けがのきろく」は、阪南大学の先生と協働で作成したもので、保育所や幼稚園で児童がけがをした際に記録する事で、けがの受傷状況が把握できるようになっており、今年7月より市内の各公立保育所、各公立幼稚園にて運用を開始しています。

今後は、この「けがのきろく」のデータを分析し、見えてきた課題に対して、対策活動を実施していきます。

なまえ： _____

けがのきろく(第4保育所)

NO. _____ ※年度内に発生した怪我に、「1」から通し番号を振ってください

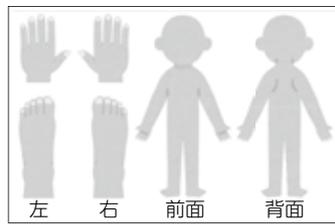
日時： 月 日() クラス： (歳児クラス) 出席番号： _____

生年月日： 年 月 日 性別： 男 ・ 女

1.怪我の部位： _____ 該当する部位を○で囲んでください。

2.怪我の種類：

①すりきず	②きりきず
③さしきず	④打撲
⑤ねんざ	⑥つきゆび
⑦はなぢ	⑧やけど
⑨その他()	



3.怪我をした時間帯：①登校中 ②午前 ③昼食(弁当)時 ④午後 ⑤園庭開放
⑥降園中 ⑦預かり ⑧昨日 ⑨その他()

4.怪我をした場所：(園内の場合)
①保育室 ②廊下 ③階段 ④園庭 ⑤遊具 ⑥遊戯室
(園外の場合)
⑦通園路 ⑧家 ⑨道路 ⑩公園
⑪その他()

5.怪我をした理由： _____

6.対応：①水洗い ②消毒 ③必要なカットバン ④本当は不要なカットバン ⑤ガーゼ
⑥アイスノン ⑦冷えピタ ⑧シップ ⑨その他()

7.病院受診： 要 ・ 不要 _____